
第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国は、世界に例のないスピードで高齢化が進んでおり、平成 19 年には高齢化率が初めて 21%を超え、5人に1人が高齢者という、他のどの国も経験したことがない「前例のない高齢社会」を迎えました。今後も一層の高齢化が進行し、平成 26 年には国民の4人に1人、50年後には2.5人に1人が高齢者という超高齢社会が予測され、今後、寝たきりや認知症高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護に対するニーズがますます増大することが見込まれています。

その中で、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え、高齢者が自らの選択に基づき、保健・医療・福祉との連携を十分考慮して、総合的なサービスを安心して受けられるよう、平成 12 年 4 月から介護保険法が施行されました。施行後 5 年を目途に制度が見直され、平成 18 年度の改正では、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本とし、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことのできる環境づくりをめざす観点から、特に「介護予防」と「地域福祉」の向上に重点が置かれました。

また、医療制度改革の一環として高齢者を対象とする保健事業を担ってきた「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」へと改正されるなど、新たな仕組みづくりも進められています。

さらに今後は、増加する高齢者に対応すべく、介護予防により一層取り組むとともに、介護サービスの量・質の確保を進め、住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けるための環境整備を進めることが必要となっています。

本計画は、このような流れを受けて、本市の介護保険事業に関する基本的事項を定め、適切な介護サービス及び地域支援事業を提供するとともに、高齢者が可能なかぎり健康で自立した生活を送ることができるよう、地域の実情に応じた高齢者福祉、介護保険の体制を計画的に確保することを目的とし、策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「南丹市総合振興計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。本計画に位置づけられる具体的な事業はこの上位計画や「南丹市地域福祉計画」と調整を行い、進めていきます。

また、「南丹市障害者計画及び障害福祉計画」といった関連計画との整合性を図りつつ、第3期計画において設定した2015年（平成27年）の高齢者介護のあり方や介護保険制度の利用に関する目標値などについて現状をふまえ、中間段階としての見直しを行うものとします。

■計画の位置づけ



3. 計画の法的位置づけ

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、南丹市における要介護者や要支援者の人数、介護サービスや介護予防サービスの利用意向などを勘案し必要なサービス量を見込み、介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めるものです。

また、高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく計画であり、高齢者に対する福祉の措置の実施に関する事項を定めるものです。

4. 計画期間

本計画は、平成 21 年度を初年度とし、平成 23 年度を目標とする 3 年間を計画期間とします。

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
前期計画								
		見直し	本計画					
					見直し	次期計画		